

会 議 結 果 等

会 議 名 称	第 115 回 加古川市開発審査会
開 催 日 時	平成 30 年 6 月 21 日（木）午後 3 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
開 催 場 所	新館 7 階 172 会議室
出 席 者	<委員> 羽田 由可、加茂 保明、谷本 留美、大塚 毅彦、安枝 英俊、村津 麻紀、高見 忠良 <幹事> 都市計画部参事、都市計画副課長、農林水産課長、建築指導課長 <事務局> 開発指導課職員、都市計画課職員
会 議 次 第	1. 開 会 ・出席状況の報告 2. 議 案 (1)会長及び会長代理の選出 ・会長あいさつ ・議事録署名委員の指名 (2)法定調査審議事項 都市計画法第 43 条（建築許可）に係る報告（全 6 件） (3)加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基準等に関する条例に基づく「特別指定区域指定変更」について（国包地区報告） (4)都市計画法第 43 条許可に係る事前審査 ①市街化調整区域にある使用者を限定した（地場産業）倉庫及び作業所から使用者を限定しない倉庫及び作業所への用途変更（試行基準 7） ②市街化調整区域にある使用者を限定した倉庫から使用者を限定しない倉庫への用途変更（試行基準 7） ③市街化調整区域にある使用者を限定した倉庫から使用者を限定しない倉庫への用途変更（試行基準 7） (5)その他 ・次回開発審査会の開催予定
審 議 内 容	(1)会長及び会長代理を選出した。 (2)平成 30 年 3 月～5 月許可分について報告がなされた。 (3)国包地区における加古川市都市計画法に基づく開発行為の許可の基

	準等に関する条例に基づく「特別指定区域指定変更」について報告がなされた。 (4)①市街化調整区域にある使用者を限定した(地場産業)倉庫及び作業所から使用者を限定しない倉庫及び作業所への用途変更について、許可後報告の形で進めることでした承された。 ②③市街化調整区域にある使用者を限定した倉庫から使用者を限定しない倉庫への用途変更について、同一申請者による隣接敷地の案件のため一体で審査され、了承された。敷地の一部が稲美町域のため、県審査会の承認後、同日付で許可後報告の形で進めることでした承された。
--	--